

## 米子市建設工事の入札結果等の公表に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市が建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約の締結に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づき実施する一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 建設工事の契約の締結に当たり一般競争入札に付したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 入札の対象となる建設工事の名称及び当該建設工事の場所
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 予定価格及び調査基準価格
- (4) 競争参加資格があると認めた業者の名称
- (5) 競争参加資格がないと認めた業者の名称及びその理由
- (6) 入札を行った業者の名称及び当該入札者の各回の入札金額
- (7) 落札者及び落札金額
- (8) 予定価格に係る積算内訳（施工単価表を除く。）

2 建設工事の契約の締結に当たり指名競争入札に付したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 前項第6号から第8号までに掲げる事項
- (3) 指名をした業者の名称
- (4) 指名をしなかった業者の名称及びその理由（公募型指名競争入札の場合に限る。）

(公表の時期)

第3条 前条第1項第1号から第3号まで及び第2項第1号に掲げる事項については、当該一般競争入札又は指名競争入札の執行前に公表するものとする。

2 前条第1項第4号から第8号まで及び第2項第2号から第4号までに掲げる事項については、当該一般競争入札又は指名競争入札による落札者が決定した後、速やかに公表するものとする。

(公表の方法等)

第4条 前条各項の規定による公表(第8条を除き、以下「公表」という。)は、建設工事入札執行(指名通知)表等を閲覧に供する方法(ホームページに掲載する方法を含む。)により行うものとする。この場合においては、同条第1項に規定する事項を、公告又は競争入札通知書により入札参加者に通知するものとする。

(公表の期間)

第5条 公表は、当該公表を行った日の属する年度の翌年度の3月31日まで行うものとする。

(公表の所管)

第6条 公表は、総務部入札契約課において行うものとする。

2 前項にかかわらず、予定価格に係る積算内訳の公表については、原則として施工担当課において行うものとする。

(公表の特例)

第7条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、年度開始前に入札執行を行う債務負担行為に係る建設工事(当初予算成立前に入札執行を行う必要がある場合を含む。)については、予定価格に代えて設計金額を入札執行前に公表するものとし、調査基準価格については、入札執行前の公表を行わないものとする。

(建設工事に係る委託業務の入札に対する準用)

第8条 この要綱(第2条第1項第3号及び第8号を除く。)は、建設工事に係る委託業務の入札の結果等の公表について準用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行し、平成18年5月1日以降に起工する建設工事等に係る入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。